

## 平成27年度 秩父広域市町村圏組合議会行政視察研修報告書

1. 視察目的 組合議会において、水道行政における簡易水道組合の統合事業、包括的業務委託を実施した先進自治体を視察し、今後の組合議会活動上の参考とする。
2. 日 時 平成27年10月27日（火）・28日（水）
3. 視察先 小諸市「上水道課」  
高山市「上水道課」
4. 視察者 秩父広域市町村圏組合議会議員14名  
議 長 小菅高信 副議長 高野 宏  
議 員 浅海 忠 議 員 大久保 進  
議 員 木村隆彦 議 員 落合芳樹  
議 員 山中 進 議 員 小櫃市郎  
議 員 荒船 功 議 員 大野伸恵  
議 員 大野喜明 議 員 大澤径子  
議 員 岩田 務 議 員 黒澤光司  
随 行  
事務局長 森真太郎 水道部長 高橋 進  
議会書記長 富田豊彦 書 記 千嶋 浩

### 5. 視察概要

#### (1) 小諸市

①視察日時 平成27年10月27日（火）午前9時10分から11時00分

#### ②小諸市上水道課出席者

大塚環境水道部長、荻原水道課長、土屋課長補佐兼経営改革係長、  
小山経営係長

#### ③小諸市の概要

面 積	98.55 km <sup>2</sup>
人 口	43,361 人
世 帯 数	18,457 世帯

#### ④小諸市の水道事業について

小諸市の水道事業は、近隣市町村に先駆けて大正15年に給水を開始して以来、平成26年で90周年を迎えた。平成27年度より小諸市外二市御牧ヶ原水道組合

を統合したことから、佐久市、東御市の一部にも給水を行っている。

昭和 30 年代には、集落単位を中心に多くの簡易水道施設が整備され、農村部における生活環境の向上と近代化が図られた。昭和 50 年代からは徐々に上水道への統合が進み、平成 27 年 4 月の御牧ヶ原水道組合の統合により、簡易水道は 1 箇所のみとなった。運営については小諸市が行っているため、運営上は全ての簡易水道が上水道に統合されたこととなっている。



現在、22 箇所の水源と 39 箇所（42 池）の配水池を基本とし、浅麓水道企業団からの受水を含め安定した供給を行っている。

また、小諸市の水道水源は、すべて深井戸と湧水によるもので、塩素滅菌のみで水道水として利用できる良質な水であり、浅間山麓周辺の水資源は、全国的にも非常に貴重な財産と言える。

平成 27 年度の給水人口は 44,148 人で、給水率は 99.5%となっている。

## ⑤小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の統合について

### i 統合の経緯等について

#### ◇事業統合の経緯について

##### ①御牧ヶ原水道の歴史

御牧ヶ原台地には、取水に適した河川等がなく、他にも有効な水源がなかったため、強粘土の保水力と地形を生かして各所に溜池を築きこの水を生活用水にも利用していたが、昭和 37 年の異常渇水で溜池の 95%が底をつき、陸上自衛隊の応援給水を受ける事態となった。

こうした状況を受け、関係市町村と長野県は早急な水道整備を判断し、昭和 37 年 11 月に「小諸市外一町二ヶ村御牧ヶ原水道組合」を設立し、昭和 39 年 11 月の初期工事終了と共に給水を開始した。

その後、給水範囲の拡張や市町村合併により 4 回の変更認可を行い、「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合」となった。

##### ②御牧ヶ原水道の組織体制

御牧ヶ原水道組合職員は 6 名であるが、そのうち 5 名は小諸市からの派遣及び兼務となっており、組合職員は 1 名であったため、本管破裂等の水道事故や非常時の対応は小諸市の応援により対応していた。

##### ③御牧ヶ原水道の問題点

- ・給水人口に対する給水面積が広く事業効率が悪い。  
(経営基盤が脆弱で既存施設の維持管理も限界)
- ・施設の老朽化が進んでいる。  
(既存浄水場の再構築だけで 10 億円以上の費用が必要)
- ・有効な水源がない。

(安定的な水の供給に問題がある)

上記の事由により、平成 21 年 2 月に策定した基本計画書において一部事務組合による事業の継続は困難と判断された。

#### ④基本計画書における対策案

- ・大規模事業者への編入により経営基盤の安定化を図る。
- ・行政区ごとに分割し、各事業体に編入し基盤の安定化を図る。

上記の対策案を検討した結果、管路の敷設状況や水源の関係により、行政区ごとに分割し各事業体で管理することは困難と判断し、小諸市からの浄水供給が最も安価で現実的であることから、小諸市上水道への事業統合が基本方針となった。

#### ◇水道料金の統合

水道料金の統合に当たっては、料金統一の必要があることから、小諸市上水道に統合された。

1カ月の水道料金表（統合前）

口径	御牧ヶ原水道組合					小諸市上水道							差額	
	用途	基本水量	基本料金	従量料金(1㎡)			用途	基本料金		従量料金(1㎡)				
				11~20	21~50	50以上		5以下	6~10	11~20	21~50	51~500		501以上
13mm	一般用	10㎡	1,663	177	213	237	一般用	928	1,512	151	162	205	226	△ 151
	季節用		2,160					△ 648						
20mm	一般用		2,077					72						
	季節用		2,700					△ 551						
25mm	一般用		3,207					△ 475						
	季節用		4,860					△ 2,128						

御牧ヶ原水道組合の季節用(別荘地料金)については、一般用に統合した。

小諸市上水道の料金に統合した結果、20mmのみ基本料金が72円/月上がったが、従量料金が下がっているため8割~9割の住民は料金が下がる見込みとなっている。

#### ◇統合までのスケジュール

平成 21 年 7 月	構成三市による協議開始。
平成 23 年 11 月	構成三市理事者会議で小諸市水道事業への統合を基本方針として、具体的検討に入ることを確認。
平成 23 年 12 月	小諸市と御牧ヶ原水道組合で、統合に関する基本合意書を締結。
平成 24 年 7 月	構成三市理事者会議にて具体的統合案を提示。本計画案を御牧ヶ原水道組合議会へ報告することを確認。
平成 24 年 10 月	御牧ヶ原水道組合議会全員協議会で統合案を説明。本計画案で住民説明会を行うことを確認。
平成 25 年 2~3 月	小諸市、東御市で住民説明会を開催。
平成 25 年 7 月	佐久市からの申し出により、統合予定時期を1年延期。
平成 25 年 10 月	佐久市住民説明会終了。
平成 26 年 7 月	構成三市長により御牧ヶ原水道組合を小諸市水道事業に

	統合する協定を締結。
平成 26 年 9 月	構成三市の議会で平成 27 年 3 月 31 日をもって御牧ヶ原水道組合を解散することを議決。
平成 27 年 3 月	水道事業者廃止。 御牧ヶ原水道組合解散。

## ii 統合後の経営について

### ◇統合後の組織体制について

御牧ヶ原水道組合の職員 1 名については小諸市職員に任用替えを行い、環境水道部水道課に配属された。

### ◇予算について

会計予算上は上水道会計の一会計で行っているが、御牧ヶ原水道組合分については、予算規模等を把握できるよう別に予算書を作成し、構成市へ資料として配布している。なお、人件費等の予算上分けることが困難な項目等については、按分により算出している。

統合前の試算によると、現行の料金収入では維持管理費の充当だけで、改良工事費用が見込めないことから、将来的には更新計画に基づき、構成市に工事負担金等を依頼する予定もあることから、予算・決算を別に資料化し、経営状況を報告する。

### ◇統合後の経営状況

平成 27 年度は、上水道基本計画策定及び統合整備事業を主体としており、計画策定まで単独の改良工事は極力行わないこと、また、統合整備が完了するまでは従来の浄水場を使用しなければならないことから、維持管理費用が一時的に増加している。

統合後の経営状況については、統合初年度の平成 27 年度決算がベースとなり、更に浄水場廃止後の状況については平成 29 年度予算がベースとなることとなる。

## (2) 高山市

①視察日時 平成 27 年 10 月 28 日（水）午前 9 時 00 分から 11 時 00 分

### ②高山市出席者

松葉副議長、村田上水道課長、北野主幹、桑山主査  
議会事務局 小洞書記

### ③高山市の概要について

面積	2,177.61 km <sup>2</sup>
人口	91,119 人
世帯数	35,240 世帯

### ④水道事業の概要について

#### ◇水道事業の概要

平成 17 年 2 月 1 日に周辺 9 町村と合併をした結果、東西に約 81km、南北に約 55km、面積 2,177.61 km<sup>2</sup>の日本一広い市となり、合併時には 2 水道事業、35 簡易水道事業、12 飲料水供給施設の合計 49 事業が点在していた。

その後、順次事業統合（飲料水供給施設を簡易水道事業に、複数の簡易水道事業を 1 つに統合）を進め、平成 27 年 4 月 1 日に全ての簡易水道事業を高山市水道事業に経営統合し、給水人口 90,100 人、計画 1 日平均給水量 34,200 m<sup>3</sup>/日、計画 1 日最大給水量 43,100 m<sup>3</sup>/日の 1 水道事業となった。

#### ◇水道料金について

高山市の水道料金は、平成 9 年に改訂されて以来、口径別に基本料金を設け、3 段階の従量料金制となっている。

水道料金表

基本料金（税抜）		従量料金（税抜）	
口径	料金	使用水量	料金
13mm	500円/月	1 m <sup>3</sup> ～8 m <sup>3</sup>	40円/m <sup>3</sup>
20mm	900円/月	9 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	130円/m <sup>3</sup>
25mm	1,300円/月	21 m <sup>3</sup> ～	195円/m <sup>3</sup>
30mm	2,200円/月	口径13mmの分水で1ヶ月20m <sup>3</sup> を使用した場合の水道料金 【500円/月 + 8m <sup>3</sup> × 40円/m <sup>3</sup> + (20m <sup>3</sup> - 8m <sup>3</sup> ) × 130円/m <sup>3</sup> 】 × 1.08 = 2,570円	
40mm	3,300円/月		
50mm	7,000円/月		
75mm	14,500円/月		
100mm	23,000円/月		

### ⑤包括業務委託の経緯等について

#### i 業務委託の経緯等について

##### ◇導入の背景

平成 13 年 7 月の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を第三者に委託することが可能となるとともに、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、「公の施設」を指定管理者に管理させることができるようになった。

平成 17 年 2 月に旧高山市と周辺 9 町村による市町村合併を行い、合併により増大した施設を効率的に管理するた



め、市の多くの施設について指定管理者制度の導入を検討することとなった。

平成 17 年 8 月には、高山市定員適正化計画を策定し、委託・指定管理者制度、民間移譲等を進めることとなった。また、全市的に合併により膨大となった施設を指定管理者制度による管理を検討する流れの中、水道施設も指定管理者制度による管理に決定された。

#### ◇導入スケジュール

平成 17 年 6~9 月	関係例規の整備
10 月 20 日	公募の告示及び募集要領等の配布（11 月 30 日まで）
11 月 7 日	募集及び現地説明会
11 月 10~14 日	質問書受付
11 月 18 日	質問へ回答
11 月 21~30 日	指定管理者指定申請書受付 公募結果 4 社より申請書受理
12 月 5~8 日	第一次審査【選考委員会専門部会】 (資格等審査)
12 月 9 日	一次審査結果通知
12 月 19~23 日	第二次審査【選考委員会専門部会】 (プレゼンテーション及びヒアリング)
12 月 28 日	公募施設における優先交渉権者の選定【選考委員会】
12 月 28 日 ~1 月 16 日	優先交渉権者との交渉
平成 18 年 1 月 17 日	「高山管設備グループ」を指定管理者候補者として指定 【選考委員会】
2 月 2 日	市議会において指定管理者指定の議決
2 月 6 日	基本協定書の締結（高山管設備グループ(JV)）
2 月 10 日	業務引継ぎ開始（3 月 31 日まで） ※厚生労働省から水道法の第三者委託先は「一の者でなければならぬ」との指摘
3 月 1 日	新会社「株式会社高山管設備グループ」設立登記
3 月 3 日	法人化に伴う指定管理者変更申請受理
3 月 6 日	専門部会において資格審査
3 月 8 日	選考委員会において資格審査
3 月 13 日	平成 18 年度予算市議会議決
3 月 18 日	市議会において新会社を指定管理者指定の議決
3 月 20 日	業務履行計画書の策定（確定）
3 月 23 日	基本協定書の締結（株式会社高山管設備グループ）
3 月 31 日	平成 18 年度協定書の締結
4 月 1 日	指定管理者業務開始

### ◇指定管理者制度による業務委託の内容

水道事業施設に係る業務委託は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入した。現在 3 期目の 2 年目となっており、導入から 10 年目を迎えた。

#### ○指定期間

- ・第 1 期 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（3 年間）
- ・第 2 期 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）
- ・第 3 期 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

#### ○指定管理者の業務内容

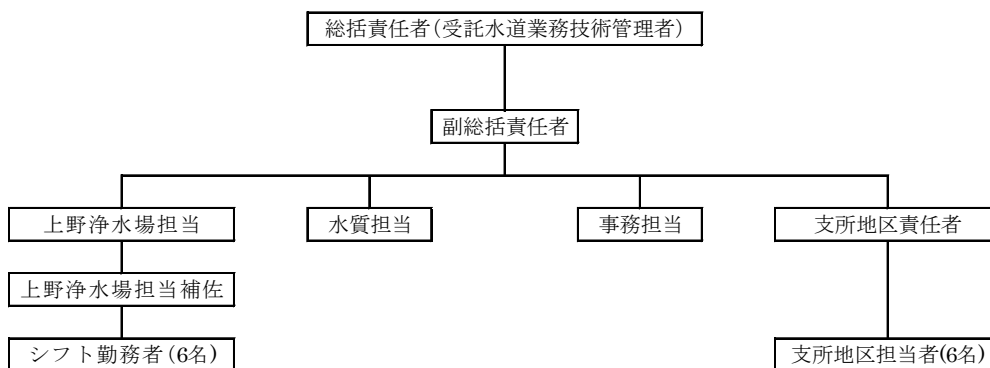
- ・取水・浄水及び配水池までに関する業務
- ・浄水施設の維持管理に関する業務
- ・水質検査業務（法定水質検査を除く）

※業務内容については、職員が常駐して管理業務を行っていた基幹浄水場の管理を委託しようとしたことから、基幹浄水場が行っていた業務を委託した。

### ◇委託手法の検討

全市的に市町村合併により増大した施設を指定管理者制度による管理を検討する流れの中で、水道施設も指定管理者制度による管理に決定したことから、指定管理者制度以外の手法については、具体的検討は行わなかった。

## ii 受託業務実施体制について



19 名により管理を行っている。

## iii 業務委託による効果

### ◇成果

- ・指定管理者制度を導入して 9 年が経過したが、1 回の断水事故以外大きな事故もなく多くの水道施設の管理ができています。
- ・水道施設の運転管理方法は、合併前の旧市町村でそれぞれ異なっていたが、制度導入により管理レベルの統一が図られた。
- ・制度導入がすべてではないが、職員削減も進めることができた。

### ◇問題点

- ・2 期目、3 期目において指定管理者を募集しても、応募が現行の指定管

理者 1 社となり、管理料の交渉が難航する。

- ・将来的に浄水処理業務についての知識、経験をもつ職員が居なくなり、指定管理者が行う業務について、管理監督が難しくなるのではという懸念があるため、技術者の育成が課題となっている。
- ・取水施設から配水池までの管理を指定管理者が、配水池から量水器までの管理を市が行っていることから、一連の水道水の流れの中で、責任者が別れるため、事案発生時にその都度リスク分担の判断が必要となる。
- ・指定管理者に災害対応の経験が少ないため、非常時の対応について、市からの支持が必要となる場合がある。

#### iv 指定管理者制度の導入等について（事前質問事項）

##### ◇業務委託との違い及びその問題点

指定管理者の業務範囲は、公の施設の管理であることから、水道業務の中で委託できない部分がある。

表：制度により委託可能な業務範囲

業務内容／制度	第三者委託		一般的な業務委託
	指定管理者		
水道施設	○	○	△
給水装置	×	○	△
料金収納	×	×	○
消火栓	×	×	○

○：可能 … 業務及び法律上の責任についても受託者に委託できる

△：一部可能 … 業務のみ受託者に委託でき、法律上の責任は市となる

○：不可能又は適用外

##### ◇指定管理者制度と第三者委託のマッチングは。また、指定管理者制度又は第三者委託のみでもよかったのか。

- ・第三者委託は、水道法第 24 条の 3 に基づく水道の管理に関する技術上の業務を委託するものであり、業務委託内容における水道法上の責任を、第三者委託を受託する者に負わせることから、各水道事業者等の責任の元で行われている私法上の委託とは性格が異なるもの。
- ・指定管理者は、普通地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認める時は、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該地方公共団体が指定する者に、当該公の施設の管理を負わせることができるもの。
- ・高山市のケースでは、水道法に規定する第三者委託の受託者が地方自治法に規定する指定管理者であるというものである。  
指定管理者制度のみでは水道法上の責任を含めた委託は出来ない。また、第三者委託のみで行う場合は、問題はなく、事例も多いようである。



◇**榑高山管設備グループについて、委託契約及び出資する者は高山市が公募したのか。**

- ・応募当初は、高山管設備工業協同組合が地元の水道事業者が主体となって水道施設の指定管理者を受けたいという考えの基、水道施設の設計を行っていた会社と、施設のメンテナンスを専門とする会社の3者でJVを組織し応募したが、厚生労働省からの指摘により3社出資による特定目的会社を設立してもらい榑高山管設備グループとなった。
- ・平成21年4月より1社が加わり4社となった。
- ・市では、受託相手の公募を実施したが、構成員や出資割合等について関与していない。

◇**構成員の数について規定があったのか。**

- ・特に規定を設けていない。

◇**高山管設備協同組合は法人化されているか。法人化されていない場合、命令系統に問題はないか。**

- ・法人化されている。
- ・委託業務に関する法定責任については

◇**契約期間は何年か。**

- ・1期目は3年であったが、2期目以降5年としている。

◇**指定管理者の変更は有り得るか。**

- ・契約期間中であっても指定取消しはある。また、指定期間が終了する場合は、改めて公募する。

◇**モニタリングの実施方法は。**

- ・指定管理者より提出される業務日誌、業務実績報告書（月報）、年次報告書（年報）、自主水質検査報告書等の提出を受け業務内容をチェックしている。
- ・指定管理者と市担当者会議の実施している。
- ・受託水道技術管理者が、上水道課へ連絡に来た際、各担当と情報連絡、打合せを行っている。また、各支所に水道技術管理補助者を選任し、指定管理者の業務状況について管理監督している。
- ・上水道課職員により、指定管理者の管理経費出納状況を定期的に確認している。

⑥**市町村合併時と合併後の職員数、施設数について**

- ・合併時の職員数（H17.4）  
45人（本庁25人、浄水場11人、支所9人）
- ・現在の職員数（H27.4）  
27人（本庁18人、浄水場0人、支所9人）  
※支所の9人については他の業務を兼務している。
- ・施設数について大きな変更はない。